

公 共 測 量 の 記 録

この記録は、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）に基づき、国及び公共団体から平成 1 6 年度に提出された公共測量実施計画書の主要事項を抽出し、集録したものである。

公共測量について

1. 公共測量の意義と法的根拠

国土の開発・保全計画、その他全国的な土地利用の高度化に伴い、国及び公共団体において、それぞれの目的に応じた公共測量が行われている。

これらの公共測量は、常に十分な精度で最も経済的に、また、時期を失することなく、その成果が求められなければならない。しかしながら、こうして得られた成果の中には、既に利用可能な既存の測量成果があるにもかかわらず、その存在を知らないため、同一地域を重複して不統一な規格で測量を実施してしまう例もある。

国及び公共団体が費用を負担し、又は補助して行う公共測量においては、このような規格の不統一や、測量の重複を排除し、測量の正確さを確保することが重要であり、それを目的として測量法が制定されている。国土地理院では、測量法の趣旨に沿って必要な技術的助言や指導を行っている。

2. 公共測量の記録

国土地理院では、国及び公共団体が各種の公共測量の計画立案・実施に当たり、相互に利用可能な公共測量成果を活用することにより、測量法の主な目的の一つである測量の重複を排除するため、昭和 39 年から年度毎に公共測量の実施状況を「公共測量の記録」として集録し公表している。

測量地域を地方及び都道府県別に収録し、当該実施計画書に対する助言番号で整理している。文書番号の略称の意味は、次表のとおりである。

略称	文書番号	地方測量部等の名称	略称	文書番号	地方測量部等の名称
A	道 公	北海道地方測量部	G	中 公	中国地方測量部
B	東 公	東北地方測量部	H	四 公	四国地方測量部
C	関 公	関東地方測量部	I	九 公	九州地方測量部
D	北 公	北陸地方測量部	J	沖 公	沖 縄 支 所
E	部 公	中部地方測量部	K	企指公	企画部測量指導課
F	近 公	近畿地方測量部			

例：助言番号 C 0 2 2 6 ＝ 国地関公発第 2 2 6 号

公共測量実施一覧図凡例（1/200,000 地勢図）

基準点－緑色、水準－茶色、撮影－青色、地形図－赤、写真図－紫

3. 公共測量の手続き

公共測量を実施する場合の測量法に定められている手続き等は、別紙 1 のとおりとなっている。その主なものは次のとおりである。

- （１）作業規程を定めて国土交通大臣の承認を得なければならない。（法第 33 条）
- （２）公共測量実施計画書を提出し、国土地理院の長に技術的助言を求めなければならない。（法第 36 条）
- （３）公共測量を実施しようとするときは、その地域、期間、その他必要な事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。（法第 14 条第 1 項・第 39 条）
- （４）基本測量又は公共測量の測量成果を使用する場合は、国土地理院又は測量成果を作成した測量計画機関の長の承認を得なければならない。（法第 30 条第 1 項・第 44 条第 1 項）
- （５）基本測量又は公共測量によって設置された測量標を使用する場合は、国土地理院又は測量標を設置した測量計画機関の長の承認を得なければならない。（法第 26 条・第 39 条）
- （６）公共測量を終了したときは、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならない。（法第 14 条第 2 項・第 39 条）
- （７）測量成果を得たときは、すみやかにその写しを国土地理院の長に送付しなければならない。（法第 40 条第 1 項）
- （８）永久標識を設置したときは、すみやかに国土地理院の長に、その種類、敷地の所在地、その他必要事項を通知しなければならない。（法第 37 条第 3 項）

別紙 1



4. 集録内容

1) 集計図表

図表は、平成 16 年度中に提出のあった公共測量実施計画書（法第 36 条）3,403 件について、測量の目的、測量の種類、等級、縮尺別に集計したものである。

2) 公共測量の記録

平成 16 年度中に提出のあった測量実施計画書の集録

3) 公共測量審査終了成果の集録

公共測量で得られた測量成果は、有効に利用されることに意義があることから、国土地理院では、提出された測量成果が、作業規程に定められた精度で作成されているか審査を行い公表している。平成 16 年度中に審査が完了し、その結果が良好であったものを巻末に集録した。

国土地理院では、公共測量で得られた成果（1/2,500、1/5,000、1/10,000 図等）を空間データ基盤（G I S で利用される基盤的なデータ）の整備、1/5,000 国土基本図、1/10,000 地形図及び 1/25,000 地形図の作成等の基図、編集資料として有効に利用し、測量の重複排除に努めている。

各測量計画機関におかれても公共測量等の実施に当たっては、この「公共測量の記録」を参考に、公共測量の成果を基準点測量の既知点、地図編集及び地図修正の基図や資料として有効に利用していただくよう要望する。